

1 ガイドラインの策定について

本市においては近年、人口、世帯数は増加傾向にあり、出生数についても平成26年度以降わずかに増加傾向にあります。また、女性の就業率の高まりや就労形態の変化、さらに子どもを取り巻く家庭環境の変化に伴って、保育需要が年々増加しています。

保育園の待機児童数も平成29年度以降急増し、毎年100名以上が待機している状況がありました。(令和2年4月現在の待機児は34名)そのような保育需要の拡大に合わせて、保育園の新設や小規模保育事業の推進により、様々な事業所が参入し保育の量を確保してきたところです。

また、令和元年には国の施策として、幼児教育・保育の無償化が実施され、今後さらに保育需要が高まることも予測されます。

そのような中で、子どもの健やかな成長を保障し、保護者が安心して預けることができるよう質と量の両面から整備を図る必要があると考え、市内のすべての保育施設の保育の質が確保されるための基準として、本ガイドラインを策定しました。

ガイドラインの策定にあたっては、保育所保育指針に基づき、さらに国等で示している“保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会”での議論内容なども加味し検討を重ねてきました。

また、本市には就学前のすべての子どもが保育園、幼稚園、認定こども園など、どの施設に通園していても等しく質の高い保育・教育を受けられるようという思いから平成21年度に浦安市就学前「保育・教育」指針いきいき☆浦安っ子が策定されています。

本指針の保育教育課程を参考に保育を実践し、今回策定したガイドラインにより各施設における保育を振り返ることで、保育に関わる事業者や行政、すべての職員が、保育の内容や取り組みについて理解を深め、保育の質を向上させるための一助になれば幸いです。

※浦安市就学前「保育・教育」指針いきいき☆浦安っ子—以下「いきいき☆浦安っ子」と記載

